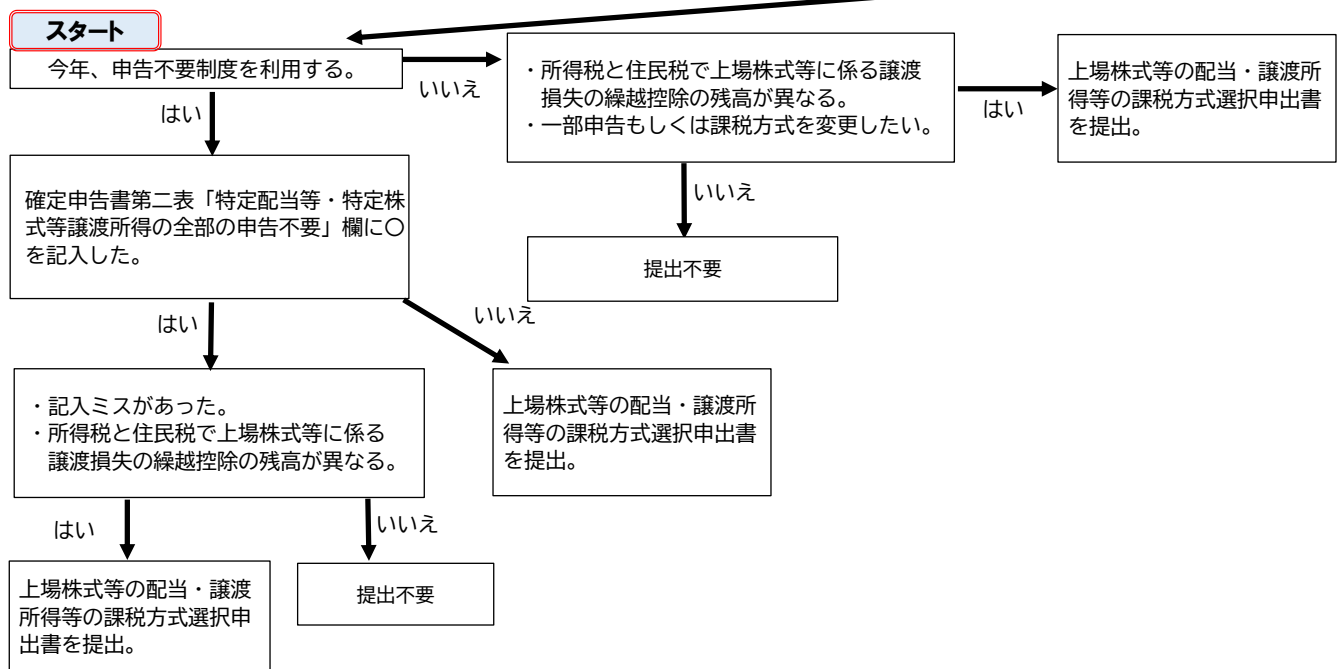
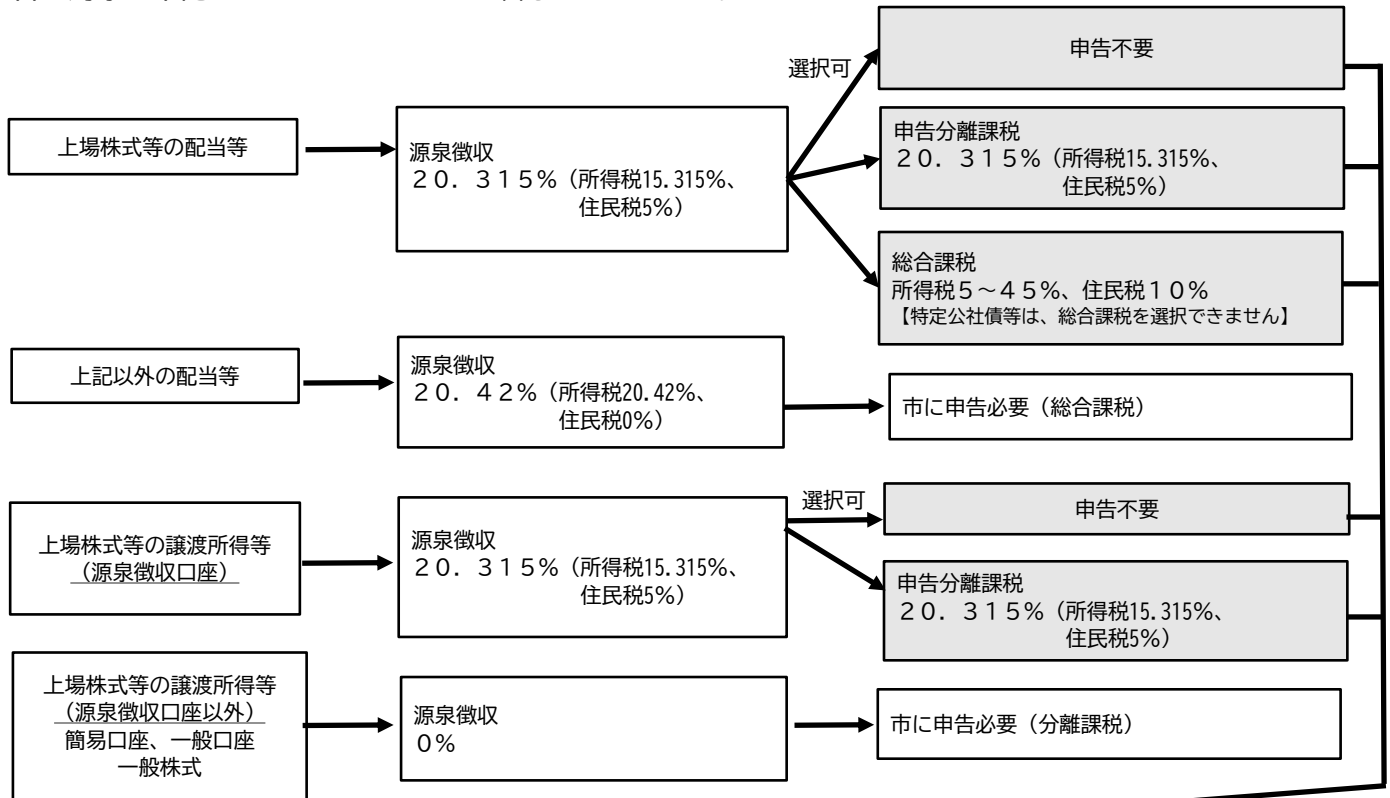


# 住民税（市民税・県民税）申告書

## 上場株式等の配当・譲渡所得等の課税方式選択申出書の記載要領

申告の対象は下記のフローチャートにて確認してください。



### ・申告不要制度

住民税が源泉徴収されていることにより課税関係が完結します。申告不要制度を利用すると所得には含まれないため、国民健康保険料などの他の制度に影響を与えることはありませんが、源泉徴収された住民税の控除や還付は受けられません。

### ・総合課税

住民税10%で課税されます。なお、国内の法人から受ける剰余金の配当金については配当控除が適用されます。また、源泉徴収された住民税の控除や還付が受けられます。

### ・分離課税

住民税5%で課税されます。なお、損益通算や繰越控除の適用を受けることができます。また、源泉徴収された住民税の控除や還付が受けられます。

**1. 確定申告をした上場株式等の所得を記入してください。**

(損益通算前の金額で記入してください)

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の 配当等所得	総合課税分	200,000	10,000
	分離課税分		
上場株式等 の譲渡所得等	分離課税分	500,000	25,000

よくある間違い

【×】申告不要にしたい所得のみ記入している。  
【×】損益通算したあとの金額を記入している。

**2. 上記の上場株式等の所得について、申告する番号に○や記入をしてください。**

- (1) 住民税では全て申告しません。・・・すべてを申告不要(住民税においては申告しない)とする場合
- (2) 住民税では下記の所得として申告します。・・・一部を申告不要(一部を総合課税または分離課税で申告)とする場合  
配当等所得の申告区分を総合課税から分離課税(またはその逆)とする場合

※ 非上場株式等の少額配当等所得、上場株式等の譲渡所得等(簡易申告口座あるいは一般口座)は住民税が源泉徴収されていないため、申告不要を選択することができません。

※ 住民税が源泉徴収されていない所得を含んで確定申告している方で、源泉徴収済の所得のみ申告不要制度を利用する場合は、(2)を選択してください。

上記で(2)を選んだ場合、住民税で申告する方法(総合課税・分離課税)別に所得額およびその所得に対する住民税の配当割額・譲渡所得割額を記入してください。

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の 配当等所得	総合課税分		
	分離課税分	150,000	7,500
上場株式等 の譲渡所得等	分離課税分	-100,000	

<<よくある間違い>>

【×】損益通算したあとの金額を記入している。  
→記入は、「損益通算前」の金額を記入してください。

【×】同一口座内の配当等所得の一部のみ申告不要にしている。  
例 上場株式等の配当等所得(株式)100,000円を申告不要とし、  
上場株式等の配当等所得(公社債)5,000円のみで申告している。  
→同一口座内の配当等所得については、全て申告するか、申告不要にするかを選択してください。

【×】同一口座内に配当等所得と譲渡損失がある場合で、譲渡損失は申告とし、配当等所得は全部または一部申告不要としている。  
→損益通算されている場合には、譲渡損失だけでなく、配当等所得についても、併せて申告をする必要があります。

**3. 所得税とは異なる住民税の繰越損失額がある場合に記入してください。**

所得税と住民税で翌年以降に繰り越される損失額が異なる場合は、損失額の残高に差がなくなるまで市に繰越控除の明細を申告する必要があります。

(この繰越控除も期限内(納税通知書が送達されるまで)に提出しなければ、その損失を使用することはできなくなります。)

例. 300,000円の配当等所得と300,000円の譲渡所得等があり、  
前年に上場株式等に係る損失が500,000円あり、本年に繰り越していた場合

1. 確定申告をした上場株式等の所得を記入してください。  
(損益通算前の金額で記入してください)

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の 配当等所得	総合課税分	100,000	5,000
	分離課税分	200,000	10,000
上場株式等 の譲渡所得等	分離課税分	300,000	15,000

2. 上記の上場株式等の所得について、申告する番号に○や記入をしてください。

(1) 住民税では全て申告しません。  
(2) 住民税では下記の所得として申告します。

		所得金額	住民税の源泉徴収額
上場株式等の 配当等所得	総合課税分	100,000	5,000
	分離課税分	200,000	10,000
上場株式等 の譲渡所得等	分離課税分	申告不要制度を利用	

3. 所得税とは異なる住民税の繰越損失額がある場合に記入してください。

譲渡損失の生じた年分	繰り越されている 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	令和4年分で差し引く 上場株式等に係る 譲渡損失の金額	令和5年分に繰り越す金額
平成31年分 (令和元年分)	a	d	今回、使い切れなかった損失は令和5年分に繰り越すことはできません。
令和2年分	b	e	①b-e
令和3年分	c	f	②c-f
令和4年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額の合計額 ( (d) + (e) + (f) )		g	